

[事案 2020-123] 新契約無効請求

・令和3年2月5日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年1月に医療保険特約および家族収入特約を付加して契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から、「特約はセットで切り離しができない。」と説明を受けたが、実際は切り離すことができ、医療保険特約および家族収入特約を付加する必要はなかった。
- (2)平成28年3月に本契約を払済保険に変更したが、手続時に対応した営業所長に対して、契約時に不適切な説明があったことを申し出たものの、営業所長が取り合わなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が、「特約はセットで切り離しができない。」と不適切な説明を行った事実は確認できなかった。
- (2)払済保険への変更請求時に、当時の営業所長が、申立人から契約時の不適切な説明についての申出を受けた事実は確認できなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。